

世界遺産管理に係る主な取組

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ①陸産貝類の保全状況（兄島におけるネズミ対策の状況）（環境省） | p. 1 |
| ②グリーンアノール防除対策（兄島での柵補修、広域センサス）（環境省） | p. 5 |
| ③オガサワラシジミの保全状況（環境省） | p. 8 |
| ④オガサワラカワラヒワの保全状況（向島でのドブネズミ対策）（環境省） | p. 9 |
| ⑤R3 年度 希少鳥類保護管理対策調査事業（林野庁） | p. 10 |
| ⑥森林生態系修復事業の実施状況（林野庁） | p. 10 |
| ⑦父島植生回復事業（ノヤギ対策）（東京都） | p. 12 |
| ⑧オガサワラオオコウモリによる食害対策（小笠原村） | p. 13 |
| ⑨ペット条例（小笠原村） | p. 13 |

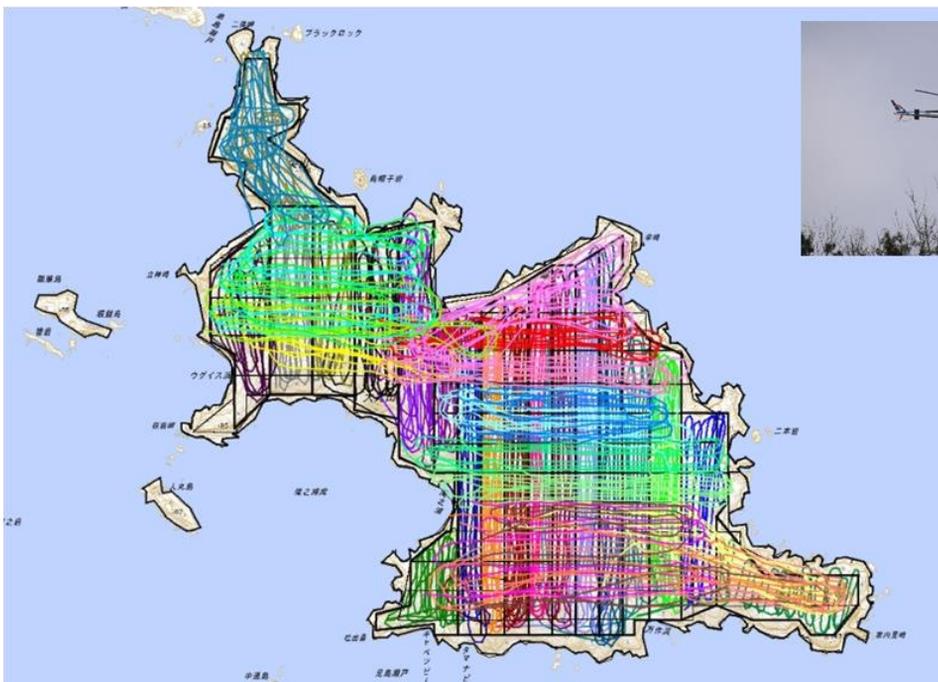
○2020年度殺鼠剤の空中散布計画概要

対象地域	兄島 対象島しょ面積計 787ha 散布面積計 718ha (内陸部)
散布時期	令和3年3月16日～3月25日(予定) 2航海
駆除方法	第2世代抗凝血性剤 ダイファシノン製剤スローパック剤
散布回数	2回
散布密度	18kg/ha (9kg/haの散布を2回実施)
散布量	12,924kg (スローパック10g剤を使用)
散布方法	ヘリコプターによる空中散布 【内陸部】 飛行間隔20m 飛行速度60km/h 【海岸線】 飛行間隔15～20m 飛行速度20～30km/h

ネズミ検証委員会でとりまとめたチェックリストを活用!

○散布実施結果

- ・天候不良等により最終的に11,110kgを散布。
- ・期間中は漁船5隻等で海上流出防止のために回収を実施(1825袋回収)。
- ・父島海岸部での見回りも実施(20袋回収)
- ・小河川等での回収と周辺への再散布も実施

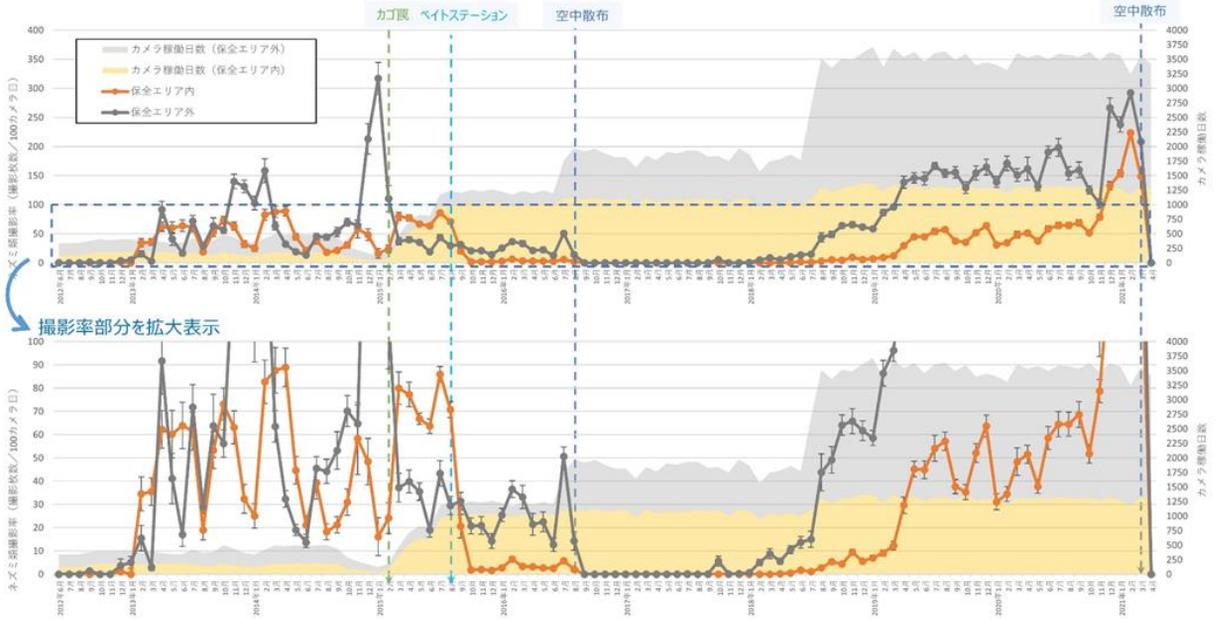


2021年3月の殺鼠剤空中散布時のヘリの軌跡

○実施後のモニタリング状況

- ・4月中は全てのセンサーカメラで撮影率が0となった。
- ・散布漏れがあった筋岩岬周辺でも5月末にかけて殺鼠剤の手撒きを実施

兄島における外来ネズミ類の生息状況
センサーカメラによるネズミ撮影率の推移（重要保全エリア内外）



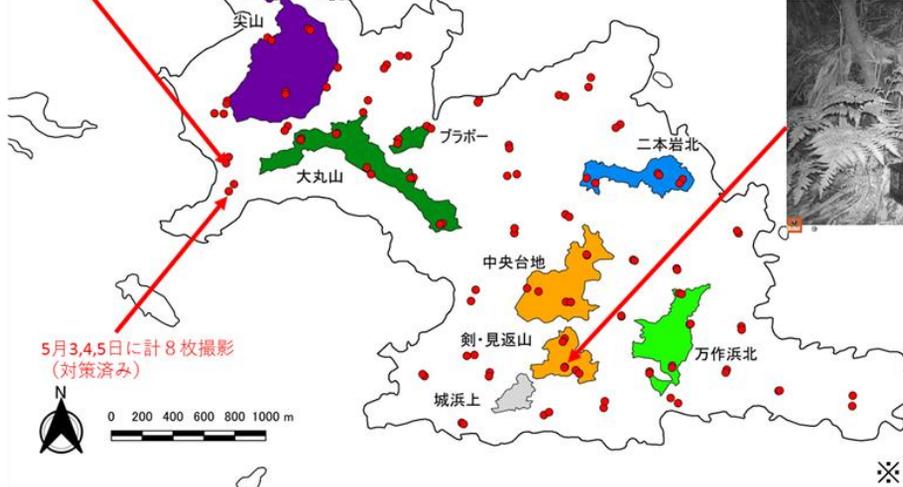
○令和2年度殺鼠剤空中散布後のネズミ撮影状況



5月18日に1枚撮影

センサーカメラ設置台数: 120台
 バイトステーション設置状況
 設置方法: 高床式
 設置台数: 1453台

※赤丸: センサーカメラ設置箇所
 色つき範囲: 重要保全エリア



5月13日に1枚撮影

※赤丸: センサーカメラ設置箇所
 色つき範囲: 重要保全エリア

○今後の対策

外来ネズミ類の駆除技術について

1. 現状・背景

(1) 現在、陸産貝類の重要保全エリア内で、ダイファシノン製剤をBSに封入して継続的な殺鼠剤散布を実施

- ・陸産貝類に対するクマネズミの食害の増加を抑止することに成功
- ・ネズミ撮影密度が上昇(対処していないエリアでのクマネズミの増加)

→現状の対策でも、対策エリア内はある程度抑止することは可能であるが、周辺域で増えたクマネズミの流入があり、定期的な全島対処が必要(『ピーク管理』の必要性)

(2) 今回の殺鼠剤の空中散布により、兄島全域でのネズミ類の低密度化が達成された

- ・散布量が過去の空中散布事例の中で最も少ない
 - ・「コスト縮減」、「兄島中央部の低密度化」、「洋上流出の防止徹底」の観点で、散布エリアが限定的
- クマネズミの低密度化の達成までであり、根絶することは難しい

2. 課題

(1) 重要保全エリア内の低密度管理・根絶

○エリア外からエリア内に侵入するクマネズミの侵入防止技術

- ① ネズミ侵入防止柵の検討
- ② エリア外縁部での効果的な捕獲手法の検討

○エリア内及びエリア周辺など局所での集中的なクマネズミ駆除技術

- ③ 効果的な駆除手法の検討

(2) 重要保全エリア内外の低密度化・根絶

○広大な範囲での効果的・効率的なクマネズミ駆除技術

- ④ 根絶技術の検討

①～③の技術を応用し、全域で集中的に叩きつつ、周辺島嶼から入れないための技術

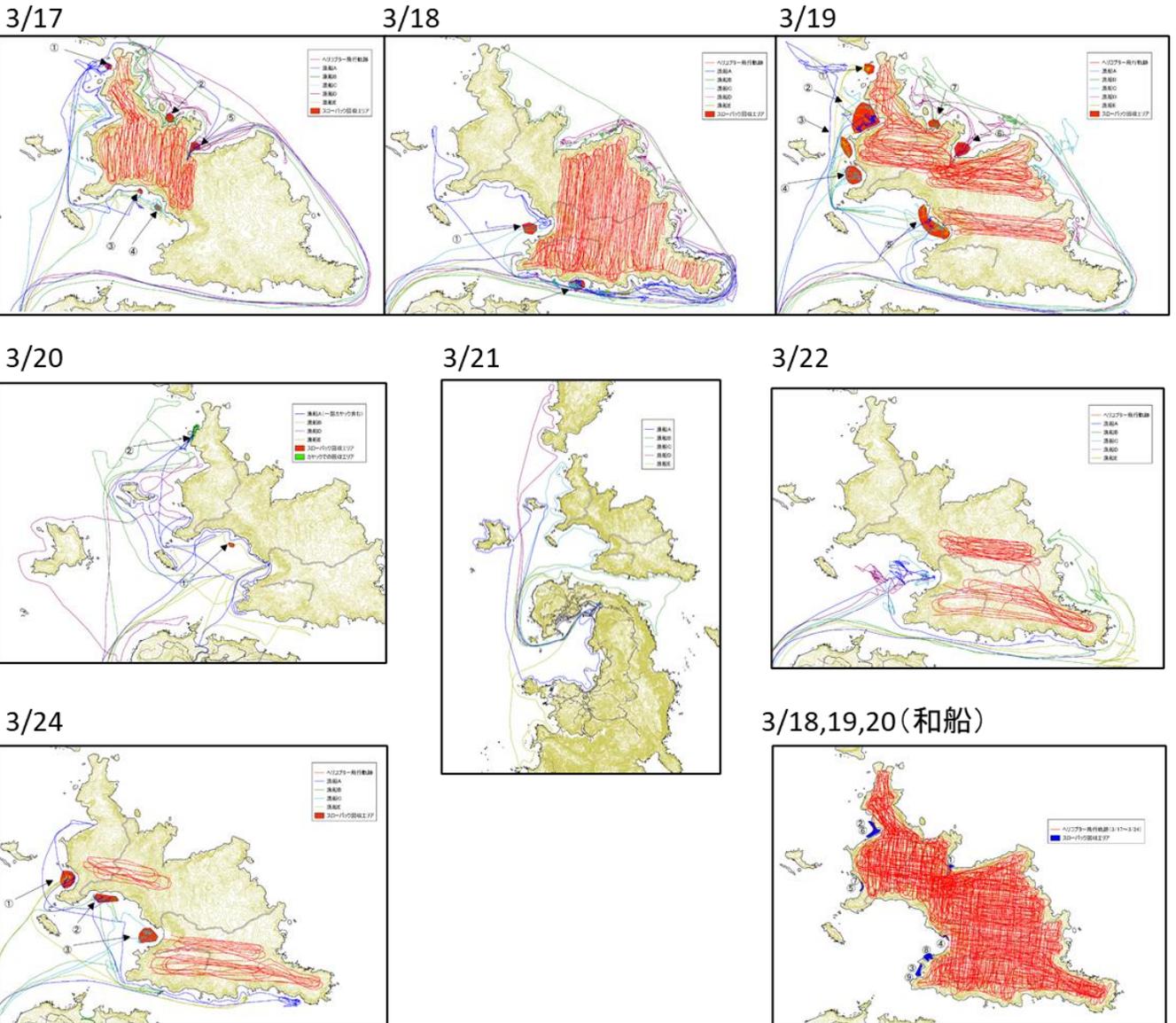
上記の各項目について、R3年度は情報収集を進め、技術的課題を整理する予定

- ・①～③の技術的課題がクリアになった後、兄島の陸産貝類の保全上の必要性を考慮した上、根絶手法について検討する

※各検討項目については、事業ベースでの検討以外の研究機関によるもの、民間事業者によるもの等、連携を進める

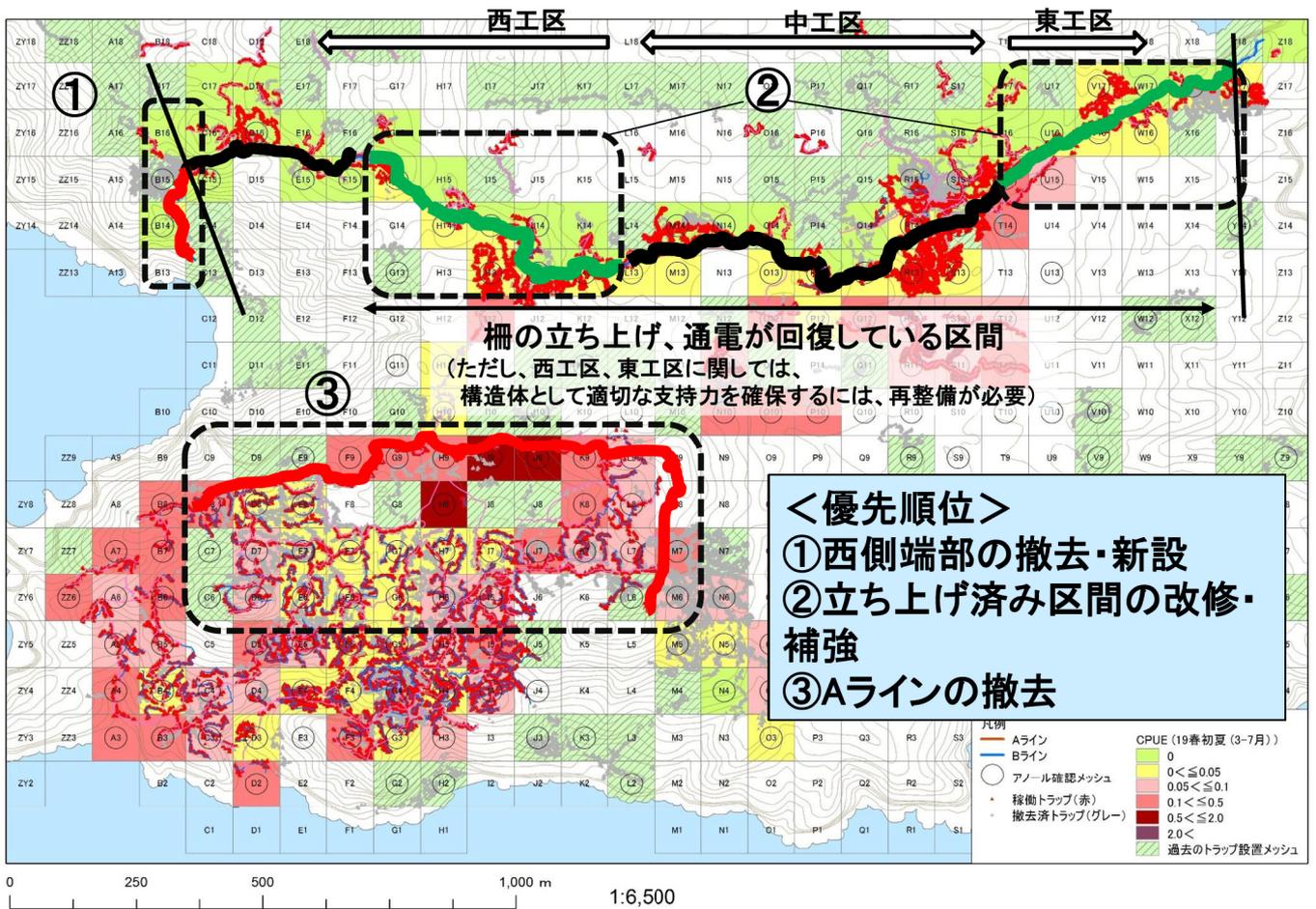
<参考資料> 環境配慮事項等の実施結果(海上流出防止関係)

作業日	空中散布実施	作業項目											
		回収・処分								水域回収・再散布			
		洋上回収 (漁船)		洋上回収 (和船)		父島海岸部		合計(個)		兄島		合計(個)	
		殺鼠剤											
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	小河川	海岸部	合計(個)	
3月17日	○	43	12					43	12				0
3月18日	○		6	14	2			14	8	883	24	907	
3月19日	○	939	74	108	24			1047	98	139	3	142	
3月20日		339	20	140	37	17		496	57	1185	78	1263	
3月21日	○					2	1	2	1	898	61	959	
3月22日	○							0	0			0	
3月23日								0	0	1401		1401	
3月24日	○	16	18	10	3			26	21	502	31	533	
3月25日								0	0			0	
合計		1337	130	272	66	19	1	1628	197	5008	197	5205	



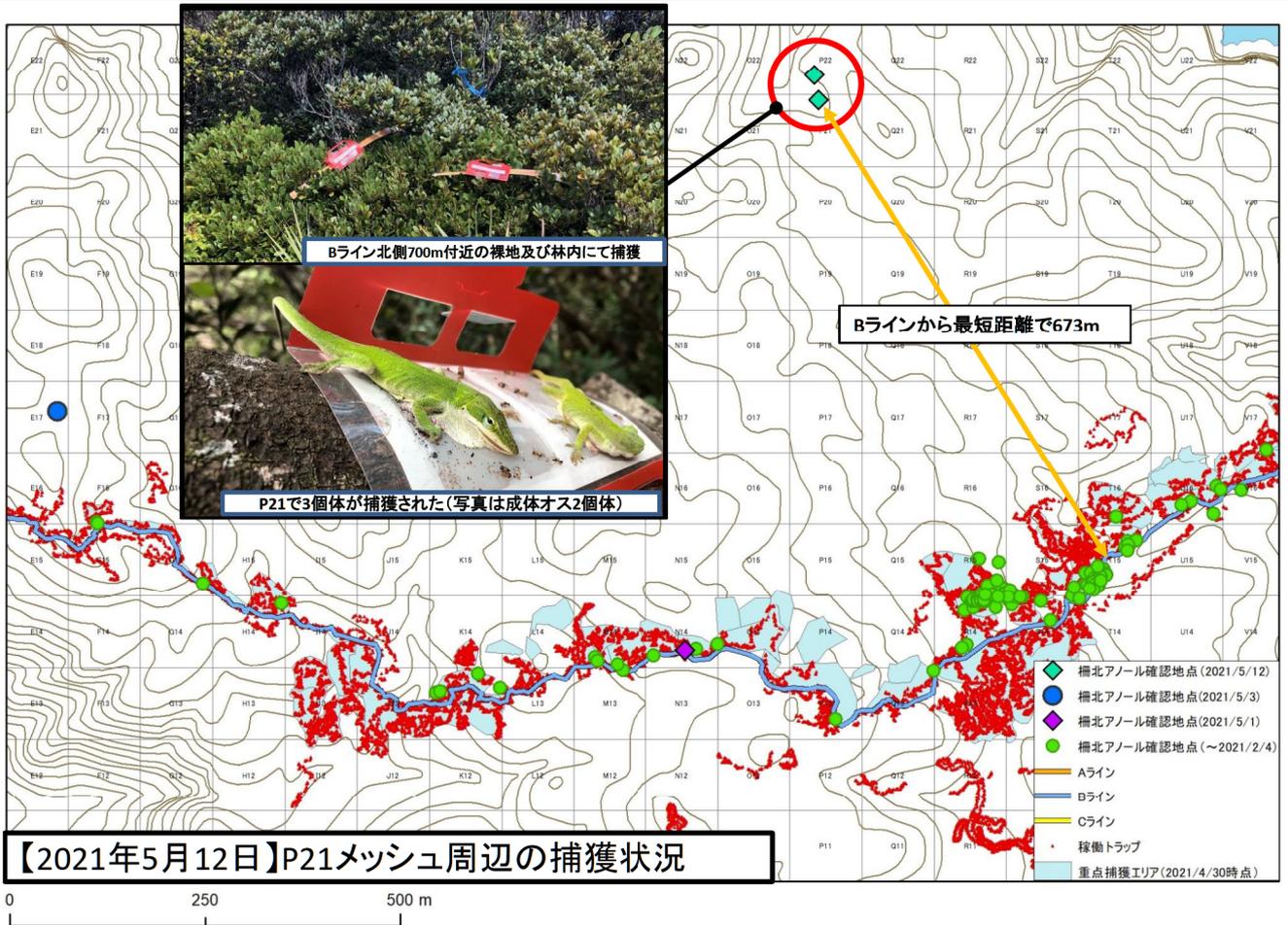
② アノール防除柵(Bライン)の改修工事実施について

令和3年7月
環境省

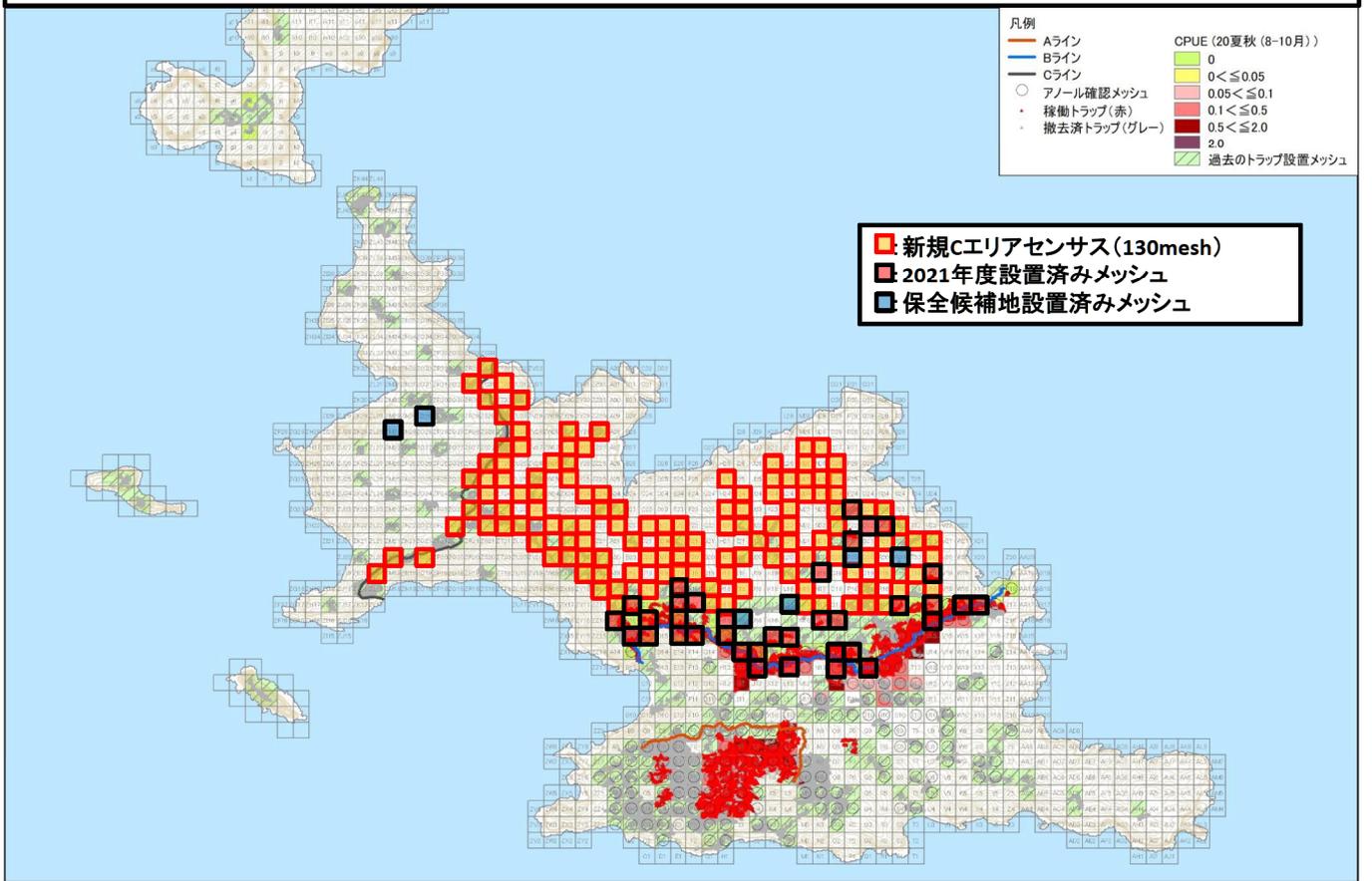


② 兄島Cエリアでのアノールセンサス実施について

令和3年7月
環境省

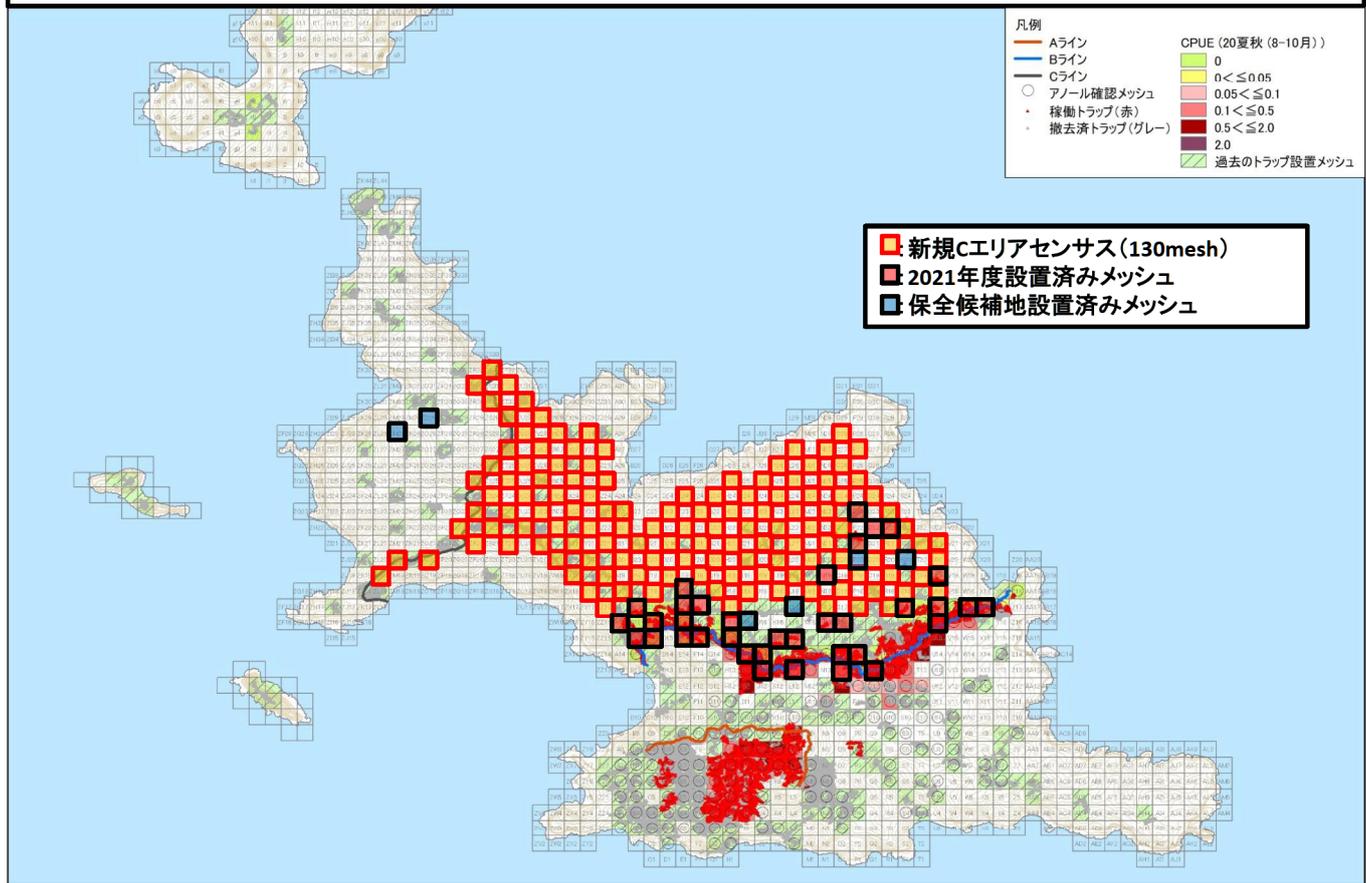


Cエリア広域センサス実施イメージ(地形等を考慮し、計130メッシュを配置)



アノールの活性期である9月～10月にトラップ稼働・点検・撤去予定

【参考】130メッシュを均等に配置した場合のイメージ



オガサワラシジミに関する環境省事業（昨年度地域連絡会議以降の動き）

域外保全個体群の繁殖途絶に関する報道発表（令和2年8月27日）で、本種に対して、以下を進めると記載。

1. これまでの保護増殖事業の内容について、有識者を交えて科学的に検証し、生息域外個体群が途絶えた原因について分析を実施。

<進捗状況>

- ① 環境省関東地方環境事務所において、オガサワラシジミの保護増殖事業の有識者や地元関係者や行政機関、環境省自身に対するヒアリング等を実施し、本種の保護増殖事業の経緯や各主体が考える絶滅に至った要因、その他関連事項について知見や見解を収集し、記録を行った。

→年表形式で経緯をとりまとめ、繁殖途絶に至った要因（例えば外来生物の影響、種々の体制、大型台風等の天候要因）ごとに意見をまとめ、その対応の可能性についてとりまとめた。

- ② 遺伝的解析は実施中。

<今後の予定>

- ①と②の結果を鑑み、オガサワラシジミの域外個体群の繁殖途絶に対する見解をとりまとめていく。

2. 生息域内における本種のモニタリングの継続に努め、生息が確認されれば、生息域外保全をはじめとする保護対策に速やかに取り組む。

<進捗状況>

- ① 前回地域連絡会議の後専門家による冬季食痕調査を実施したが、生息の確認につながる情報は得られていない。

- ② 地域の団体および関係機関職員等の巡視における目撃情報を募っているが、寄せられていない状況

<今後の予定>

当面は定期的に母島島内でモニタリングを実施。令和3年8月にも母島において一斉調査を実施予定。

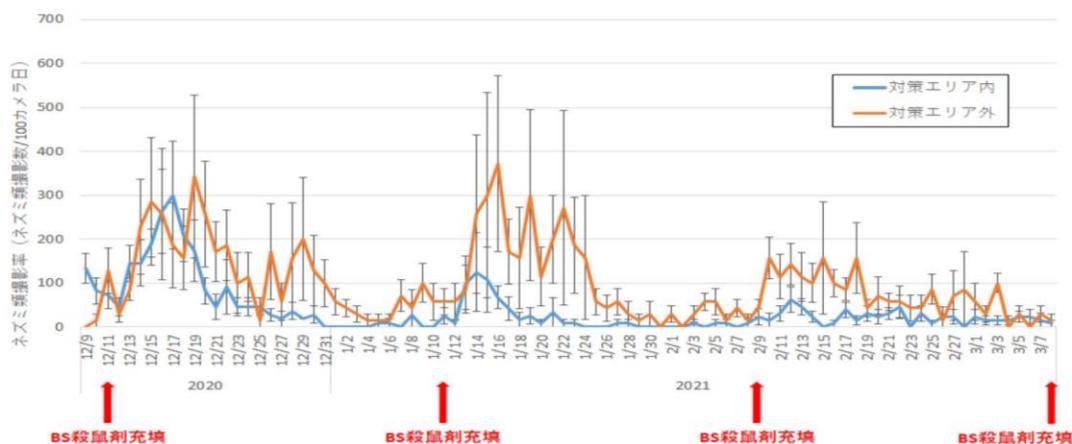
オガサワラカワラヒワの保全に関する環境省の取組事業について（環境省が主体となったもの）

○保護増殖事業計画の策定

- ・オガサワラカワラヒワに係る種の保存法第45条第1項に基づく保護増殖事業計画について、令和3年4月16日に告示された。保護増殖事業計画は環境省のウェブサイトにおいて公開。

○向島におけるネズミ対策

- ・主な繁殖地である向島において、ネズミの駆除を実施。
- ・令和2年度12月～2月の解析結果としては、以下のとおり。
- ・BSによる対策エリア内の撮影率はおおむね対策エリア外よりも低い値で推移。
- ・殺鼠剤充填後に増加し、その後減少する傾向がある。
- ・殺鼠剤の消費率とセンサーカメラの撮影率に明確な相関関係は見られていない。
- ・令和3年度もBSによる対策を継続。



○保護増殖事業検討会を開催（予定）

本年度中に保護増殖事業全体を議論する保護増殖事業検討会を開催予定。

（参考）環境研究総合推進費による試験研究

- ・オガサワラカワラヒワ近縁種を用いた殺鼠剤感受性試験。
- ・遺伝解析によるドブネズミの島間移動解析。

①進捗状況

◆アカガシラカラスバト

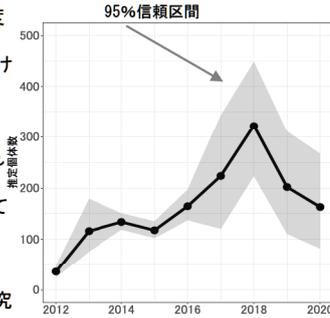
個体数は、近年は増加傾向にあったが、台風等の影響により2019年度、2020年度と連続して推定個体数が減少傾向となっている。
一方、母島内では継続して確認されており、引き続きモニタリングを続けている。

◆オガサワラカワラヒワ

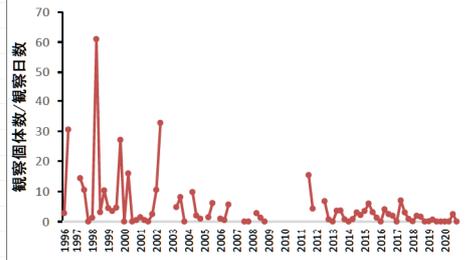
台風通過後、引き続き目撃数が減少しており個体数の減少が危惧される。
営巣はモクマオウ林内で確認されており、引き続き繁殖状況を注視している。

◆オガサワラノスリ

R2年度～3年度にかけてのオガサワラノスリに関する各機関や現地研究者等の調査情報や資料等を取りまとめ、情報の収集、集約を行う。



アカガシラカラスバトの推定個体数年次推移



オガサワラカワラヒワの観察個体数の年次推移

②本取組の目的

アカガシラカラスバト・オガサワラカワラヒワ・オガサワラノスリの現状を把握し、生息域である森林の管理方法等を検討する際の資料とする。

③これまでの経緯

○アカガシラカラスバト

繁殖行動の観察、営巣地の発見なども行ったが、繁殖に影響を与えないよう営巣地の積極的な確認はせず定期的なモニタリングを継続する。

○オガサワラカワラヒワ

標識調査により、母島属島間を移動していることを確認。個体数の減少が危惧される。

○オガサワラノスリ

順調に個体数を維持しているが、引き続き生息状況等を注視し続ける必要がある。

④課題・今後の対応

○アカガシラカラスバト

- 依然としてノネコによる捕食リスクがある。
- 個体数推定を行い、個体数の動向を把握する。
- 台風等の環境変化後のアカガシラカラスバトの生息場所を確認する。



○オガサワラカワラヒワ

- 繁殖に大きな影響を及ぼしている外来ネズミ類対策。
- モニタリングを継続、特に繁殖期の調査を重視し、繁殖状況のさらなる把握に努める。
- モクマオウ林内での繁殖が継続して確認されているため、修復事業との連携が重要。



○オガサワラノスリ

- 令和2年度から3年度にかけてのオガサワラノスリに関する各機関や現地研究者等の調査情報や資料等を取りまとめ、情報の収集、集約を行う。

⑥ 森林生態系修復事業の実施状況(薬剤駆除後の水質・土壌成分分析について)

分析の実施方法

■ 例年、外来植物駆除区域にて、薬剤駆除後、約1週間及び1～5ヵ月後に水質（渓流水）・土壌・葉（もしくは落葉）の農薬成分（ラウンドアップの有効成分であるグリホサート）の残留状況を分析している。水質の分析は、駆除区域が集水域にあたり、沢がある場合に実施している。

土壌の分析

- 土に落ちたグリホサート成分は、1時間以内に土の粒子へ吸着し、微生物により水や炭酸ガスなどへと分解が進む。成分は約3～21日で半減し、その後消失する。
- 土壌の採取にあたっては、なるべく石や樹木の葉及び根が混入しないよう配慮する。
- 土壌や落葉中のグリホサートは常温では分解が進むため、サンプルは持ち帰り次第、冷凍保存する。冷凍保存により外来種拡散防止の検疫対応も兼ねる。
- 土壌に関する分析結果では、殆どが定量限界値（0.01ppm）未満であるが、成分が検出された場合も、時間の経過とともに濃度が減少していることが多く、成分は速やかに分解されているものと考えられる。



母島-石門下ノ段～針の岩 土壌採取状況

弟島-南端部 渓流水採取状況



水質の分析

- 水質に関する分析結果では、殆どが定量限界値（0.001mg/L）未満を示しており、まれに0.003mg/Lといった値を検出することがある。
- 安全性の基準として、水道水に関するグリホサートの水質基準が定められており、右表に示す。各国・機関により基準値は異なるものの、本事業で検出される渓流水の分析値は、極めて低いといえる。

表 水道水に関する各国のグリホサートの水質基準

国名	種類	項目	基準値
日本	水道水質基準	グリホサート (アミノチルリン酸含む)	2mg/L
WHO	水質基準値	グリホサート	未設定
アフリカ	MCLG※	グリホサート	0.7mg/L
	MCL又はTT※	グリホサート	0.7mg/L
	毒性値(RfD)※	グリホサート	2mg/L
E U	水質基準値	グリホサート	未設定

兄島における薬剤噴霧試験の実施概要について

- 現在、新たに拡大が懸念される外来植物（シチヘンゲ、ギンネム、センダングサやアイダガヤ等の外来草本）に対する兄島での部分的な薬剤噴霧試験を実施する予定である。今回の試験では駆除の効果測定に加えて周辺への環境影響のモニタリングを実施し、その結果をもとに有識者から意見を聴取したうえで今後の外来植物駆除手法として取り入れるかを検討する。

これまでの薬剤噴霧試験結果について

- 兄島滝之浦において、平成30年度より薬剤噴霧によるセンダングサの駆除試験を実施している（計8プロット）。
- 年間2回程度の薬剤噴霧により、**約2年間でプロット内のセンダングサは確認されなくなった**。また、プロット内にモモタマナを植栽し、植栽木及び在来の天然更新木に薬剤がかからないよう選択的に噴霧を行ったところ、**在来植生の生育を維持しつつ外来草本を枯死させることが可能**であることが分かった。
- グリホサートは、土壤中へ移行すると細菌等により速やかに分解されるとされており、噴霧から2ヶ月半、5ヶ月後に土壌を採取しての成分分析を行ったところ、**薬剤成分は検出されなかった**。
- 薬剤噴霧による土壌生物群への影響を確認するため、作業前後で土壌動物調査を行ったところ、大きな変化は見られなかった（右表）。



写真 薬剤噴霧プロット内の状況（赤枠内は植栽木）

表 噴霧プロット内の土壌動物調査結果

確認された種	個体数または個体数クラス			
	平成30(2018)年12月		令和3(2021)年2月	
	A1プロット	B1プロット	A1プロット	B1プロット
陸産貝類	20	35	65	34
アリ類	+	+	+	++
ワラジムシ類	+		++	++
ミミズ類		+		
クモ類		++	+	+
トビムシ類	+	++	+	+

※個体数クラス: 10個体以下(+), 10~99個体(++), 100個体以上(+++)



土壌動物調査により確認されたワラジムシ類

薬剤噴霧試験に伴うモニタリング案

- **薬剤成分分析**
薬剤成分の分析のため、最終噴霧作業後1週間と1ヵ月後にプロット内それぞれの土壌を採取し、成分（グリホサート）分析を行う。なお、プロット近辺にて水系が存在する場合には、渓流水も同様に採取し分析を行う。
- **植生調査**
各回の薬剤噴霧前及び最終噴霧後1ヵ月後にプロット内それぞれの植生調査を実施する。植生調査はブラウン=ブランケ法と毎木調査（樹高1.2m以上を対象）により実施する。
- **土壌動物調査**
現在、試験方法については検討中。ワラジムシ等の大型のもののみを指標とするか、トビムシやササラダニ等の中小型のものも見る必要があるか。なお、調査の頻度は植生調査と同様のものを考えている。
- **陸産貝類調査**
プロット内に1×1mのコドラートを設け、陸産貝類の生息状況（生存/死殻、ネズミ食害の有無）を調査する。調査の頻度は植生調査と同様に考えている。
- **その他調査**
 - ・ 駆除作業に必要な労力の比較
 - ・ 定点やUAVを用いた写真撮影による追跡

薬剤噴霧に関する専門家からの意見

- ・ 薬剤噴霧の際は飛散を避けるため、霧状にしないことが重要。水滴状にして葉に1~2滴載れば吸収され効果が出る。
- ・ 草本に比べ木本は枯死しづらい。そのような場合は薬剤濃度を濃くして対応するのが良いだろう。
- ・ 駆除や諸作業により人の出入りがある時点で外来種の侵入リスクがある。なるべく短期間で決着をつけ、人が立ち入らなくてもよい環境を早めに作ることが重要である。
- ・ 駆除作業で使用ラウンドアップマックスロードは安全性の試験を踏まえ、農薬取締法のもとで使用が許可された農薬である。少なくとも科学者全員がグリホサートについて危険であると言っているわけではない。
- ・ 特に草本に関しては除草剤を使うしかないのではないかと考えている。そもそも抜取駆除による影響評価は誰もしていないが、抜取により土壌攪乱や踏圧等の方がもっと悪影響があるのではないかと

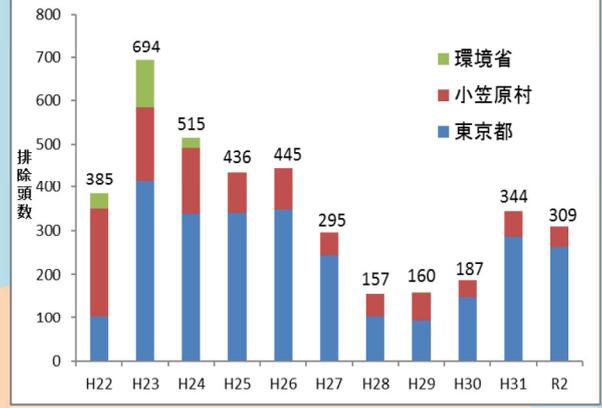
- ・ シチヘンゲの下にはヤマキサゴが生息していることがあり、駆除により一時的な減少が想定されるが、減少したヤマキサゴはソースが残っていれば周辺から戻ってきて最終的な個体数は元に戻るだろう。林内に広がっているシチヘンゲを放っておくことで環境が劣化しハハジマヒメベッコウやエンザガイは減少する恐れがあるため、シチヘンゲの駆除は早めに実施することが望ましい。

■現状について

- ・平成22年度のノヤギ排除事業開始から11年が経過し、令和2年度末時点での推定個体数は978頭（中央値）であり、事業開始当初の半数以下となっている。
- ・依然として島の南部にノヤギの生息頭数が多い。
- ・現状の努力量（年間300ハンター）で事業を続けた場合、完了は令和11年度と推定される。



ノヤギ排除作業実施エリア



ノヤギ排除頭数推移 (平成22年~令和2年)



ノヤギ排除事業の段階・流れ (令和3年3月作成)

■今後の方針

- ・初期段階が完了したとして、令和2年度は現況を踏まえた排除計画の見直しを行った。
- ・根絶に向け、今年度からユダゴートの活用や、罠捕獲の通年実施、センサーカメラによる現況把握などを新たに開始する。
- ・最終段階（令和8年度ごろ～根絶まで）では、作業範囲・時期の拡大に伴い、通行止めなど地域の皆様の協力をお願いすることが増える見込みである。

⑧ オガサワラオオコウモリによる食害対策

(村)

進捗状況

<対策の概要>

- ・オオコウモリの防鳥ネット等への絡まり事故を防止するため、安全性が確認された硬質樹脂性ネット(トリカルネット)等を使用した施設等を普及する補助事業を実施している。
- ・令和元年8月頃にオオコウモリの生息数が急増した母島では大規模な農地に対応する新しい仕様の施設を試験施工等し、対策を進めている。

○令和元年度 (渇水)

- 4月 食害対策委員会
- 5月 餌不足のため、マンゴー等の状況確認とトリカルネット総点検・補修
- 8月 母島でコウモリ目撃数が急増
- 9～10月 母島農家との意見交換(2回)
- 10月～翌年6月 台風により損傷・倒壊したトリカルネットの補修対応
- 2月 新仕様施設試験設置(母島)



○令和2年度 (多雨)

- 9月 食害対策委員会
- 11月 母島農家との意見交換会
- 3月 防護網試験設置

<トリカルネット設置実績>

<父島>



<母島>



本取組の目的

- ・オオコウモリに対し安全な農作物被害防除策の確立と普及
- ・農作物被害防除による農業振興

課題・今後の対応

- ・取組の継続
- ・母島における食害対策強化
- ・より安価で簡便な防除策の検討

これまでの経緯

- ・平成24年度 オオコウモリ食害対策事業開始
- ・平成26年度 農作物被害防除対策需要調査実施(父島)
- ・平成29年度 食害対策事業検討委員会設置
- ・平成30年度 農作物被害防除対策需要調査実施(母島)
- ・令和元年度 新仕様施設試験施工(母島)
- ・令和2年度 防護網試験設置(父島)

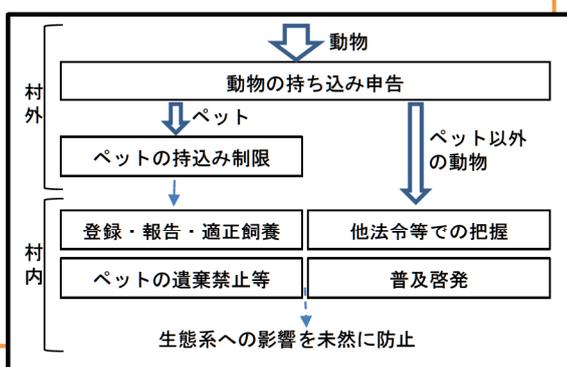
⑨ 新たな外来種の侵入・拡散防止対策の実施～ペットの適正飼養の推進～

(村)

進捗状況

- <条例の主な骨子> 令和3年4月施行 ※ネコ条例は発展的に廃止予定
- 目的:ネコを含めたペットを適正に飼養・管理することで生態系への被害を未然に防止
- ペットに対して飼養登録・飼養状況の報告を義務化
- ペットに対して適正飼養を努力義務化する他、以下を個別に義務化
 - ①環境衛生保持の義務、②終生飼養の義務
 - ③個体識別の義務、④繁殖制限の義務、⑤飼養上限数の制限
- ※①②はすべてのペットが対象
- ※③④⑤は猫など一部のペットが対象。今後対象種の追加等を検討。
- ペットの遺棄の禁止・逸走防止の義務化
- 島内に動物を持ち込む際は、事前に申告を義務化(施行は令和4年度以降)
- 島内に持ち込んでよいペット*以外、ペットの持込みを制限(施行は令和5年度以降)
- ※ペットの飼養状況、持込状況を勘案して、専門家の助言と審議会、議会を経て決定予定(現時点での候補:犬、猫の他、ウサギ、モルモット、ハムスター)

<条例完全施行した場合の動物の取扱イメージ>



本取組の目的

- ◆ペットを適正に飼養・管理することなどにより、生態系への被害を未然に防止する

これまでの経緯

- ◆2015～20年1月 愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題WGにおいて制度・条例検討
- ◆2019年2月～2020年2月 住民説明会等を父島・母島にて各3回開催し、条例案を説明
- ◆2019年12月～2020年2月 科学委員会、地域連絡会議報告にてWGの検討結果を報告、パブリックコメントを実施
- ◆2020年3月 条例公布(制定) →以降、ペットの飼養登録準備、動物対処室等の体制整備、条例の周知
- ◆2020年7月～ 村内の全世帯を対象としたペットの飼養状況調査を実施(全戸配布・回収、郵送、電話、訪問) →11月に調査終了。1544世帯のうち1445世帯が回答(回答率93.6%)、そのうち185世帯がペットを飼養

課題・今後の対応

- ◆令和3年度～:ペットの飼養登録制・適正飼養等を開始
- ◆令和4年度以降～:動物の持込み申告制を開始
- ◆令和5年度以降～:登録制、申告制を経て、ペットの持込み制限を段階的に開始

進捗状況

野生動物の保護

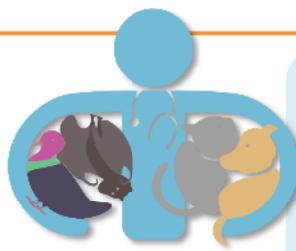
- ◆令和元年度から「小笠原希少鳥獣等に関する連絡調整部会」を設置
- ◆部会による野生動物の保護にかかる事故防止等の実務レベルの検討

飼い主のいないネコ対策

- ◆令和元年度から「小笠原ネコに関する連絡調整部会」を設置
- ◆部会による小笠原ネコプロジェクトの推進
- ◆島内譲渡を計4頭実施

ペットの適正飼養

- ◆ペットの飼養状況の把握
- ◆ペット条例の普及啓発



動物対処室の運営

- ◆診療体制を獣医師と動物看護師、用務員の3名体制に強化
- ◆オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、海鳥等の治療(今年度は8個体診療)
- ◆負傷・体調不良の捕獲ネコへの一時的な処置を実施
- ◆ペット診療をきっかけとした適正飼養指導や健康診断を実施
- ◆約650件/年(週3日の診療日)のペット診療にて、村内のイヌ・ネコの半数以上が受診

普及啓発

- ◆ペットと野生動物に関する講演会やシンポジウム(今年度は未開催)
- ◆小学低学年向けニワトリとのふれあい教室(10月父のみ)



ニワトリとのふれあい教室の様子

本取組の目的

- ◆関係機関・団体により、「人とペットと野生動物が共存する島づくり」の実現を目指す

これまでの経緯

- ◆平成28年11月 協議会設立
- ◆平成29年5月 世界遺産センター内の動物対処室の運営開始

課題・今後の対応

- ◆持続的な事業の継続

⑨ 集落とその周辺のネコへの対応状況

(村・環)

本取組の目的

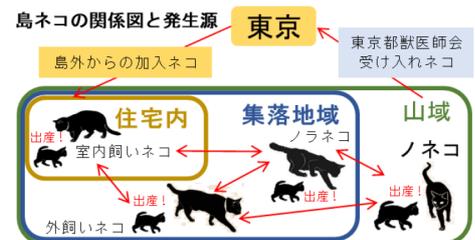
- ◆父島・母島とも集落にノラネコがいない状況の中、山域から集落へ流入するネコが近年増えているため、野生動物への被害防止と公衆衛生の点から、そのようなネコが集落に定着することを防止する
- ◆特に母島では、南部に飛来するオガサワラカワラヒワ保全のため、集落以南のノネコの低密度化を目指すとともに、周辺部から集落内への流入を抑止する

これまでの経緯

- ◆小笠原村では、平成8年から飼い主のいないネコを捕獲し、避妊去勢手術とマイクロチップ装着を施し、捕獲地点に放す「野ネコ対策事業」を実施(平成22年以降実績なし)
- ◆平成18年に「小笠原ネコに関する連絡会議」が発足し、山域のノネコ捕獲が本格化(後に環境省が事業化)
- ◆村のネコ条例の運用とノラネコの把握により、集落のネコを管理

進捗状況

- ◆集落内では、目撃時に一時的捕獲カゴを村が設置(母10月～、父2月～)→今年度は母島にて8頭捕獲
- ◆集落周辺では、通年で捕獲カゴを環境省が設置(父6月～、母2月～)
- ◆島民へは、飼いネコの適正飼養の徹底と、飼い主のいないネコへの餌やり・個人による捕獲をしないようお願い



課題・今後の対応

- ◆ペット条例の運用による飼いネコの適正飼養の推進や環境省事業との連携による取組の継続